第１２３期定時株主総会招集ご通知に際しての
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

①事業報告	➢ 当行の新株予約権等に関する事項
②事業報告	➢ 業務の適正を確保する体制
③計算書類	➢ 株主資本等変動計算書
	➢ 個別注記表
④連結計算書類	➢ 連結株主資本等変動計算書
	➢ 連結注記表

２０２５年４月１日から
２０２６年３月31日まで

株式会社山陰合同銀行

①事業報告

➢ 当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

［第5回新株予約権］

A．新株予約権の割当日　　2012年7月27日

B．新株予約権の行使期間　　2012年7月28日から2037年7月27日まで

C．権利行使価額（１株当たり）　１円

D．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	110個	当行普通株式　11,000株	1名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	―	―	―
監査等委員である取締役	―	―	―

［第6回新株予約権］

A．新株予約権の割当日　　2013年7月26日

B．新株予約権の行使期間　　2013年7月27日から2038年7月26日まで

C．権利行使価額（１株当たり）　１円

D．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	81個	当行普通株式　8,100株	1名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	―	―	―
監査等委員である取締役	―	―	―

［第7回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2014年7月25日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2014年7月26日から2039年7月25日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	114個	当行普通株式　11,400株	1名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	―	―	―
監査等委員である取締役	―	―	―

［第8回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2015年7月24日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2015年7月25日から2040年7月24日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	81個	当行普通株式　8,100株	1名
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	―	―	―
監査等委員である取締役	―	―	―

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

②事業報告

➢ 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A. 役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

B. 原則として、全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス・リスク管理態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス・リスク管理態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に付議・報告する体制とする。

C. コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス・リスク管理態勢の強化・充実を図る。

D. 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置するとともに、当行グループから独立した社外取締役を選任する。

E. 業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査方針及び内部監査規程に従い内部監査を実施する。

F. 内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。

G. マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針を定め、当行グループ一体となってマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の防止に向け、業務の適切性を確保すべく管理態勢を整備する。

H. 反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程に従い、適切に保存・保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。

a.信用リスク　b.市場リスク　c.流動性リスク　d.オペレーショナル・リスク

B. リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程に基づき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にALM委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。

C. 不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、監査・監督機能の強化、意思決定の迅速化、経営の透明性の向上を目的に、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用する。

A. 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入し、代表取締役のほか執行役員が業務を執行する態勢とする。また、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について多面的な検討を行う。

B. 取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、経営意思決定の機動性を確保するため、法令等に照らし取締役会の決議を要しない事項、並びに定款に基づき重要な業務執行の決定権限の一部を経営執行会議等及び執行役員に委任する。経営執行会議等及び執行役員に委任する範囲については、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に明確に定め、取締役会はそれらの職務の執行状況を監督する。

C. 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限に基づいて効率的な業務執行を実現する。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

A. グループ・コンプライアンス基本方針を定め、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充

実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。

B. グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。

C. グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。

D. グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準に従い、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限に基づいて効率的な業務執行を実現する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分については監査等委員会の意見を尊重する。また、当該使用人はもっぱら監査等委員会の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。他部署と兼務を行う場合は、監査等委員会の同意を得るものとし、兼務先の業務が監査等委員会の監査対象となる場合は、原則として兼務を認めない。兼務する場合であっても、監査等委員会の職務補助業務を優先して遂行するものとする。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

a. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会へ報告する基準等について監査等委員である取締役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員である取締役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。

b. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査等委員会に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、当行の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査等委員会に定期的に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査等委員である取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査等委員である取締役は、経営執行会議その他の重要な委員会等に出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査等委員である取締役との円滑な意思疎通等連携に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制等の整備と適切な運用のため、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備状況について定期的に点検し、その結果を取締役会に報告しております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の承認を受け「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、プログラムの進捗状況については、半期毎にコンプライアンス委員会に報告いたしました。2025年度はコンプライアンス委員会を7回開催し、取締役会直属の監査部による取締役会への内部監査結果報告を12回実施いたしました。

また、マネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に向け、管理態勢の整備を進めました。引続きPDCAの実践によりマネロン管理態勢の強化を図る方針です。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議、ALM委員会等の主要会議の議事録及び会議にて使用した資料については、行内規程・要領に基づき、適切に保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスクの状況については、半期毎に実施したローン・レビューの内容を取締役会に報告いたしました。市場リスク、流動性リスクの状況については、毎月開催したALM委員会の内容を取締役会に報告いたしました。オペレーショナル・リスクの状況については、四半期毎にオペレーショナル・リスク管理委員会の内容を取締役会に報告いたしました。

また、事業継続計画の実効性向上のため、大規模災害の発生やATM障害発生を想定した訓練を実施いたしました。また、近年リスクが増加しているサイバーセキュリティやBCPなどの統合的リスク管理態勢の整備も進めてまいります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を12回開催いたしました。また、経営の重要事項等を協議する経営執行会議を22回開催いたしました。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ･コンプライアンス基本方針を定め、各グループ会社が、当行のコンプライアンス委員会に協議のうえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施状況を半期毎に当行へ報告いたしました。

関連会社に対しては、当行の監査部による監査を定期的に実施しております。2025年度は、関連会社3社に対して監査を実施いたしました。

各グループ会社の業務推進主管担当である当行執行役員が、当該グループ会社の非常勤役員となることで、グループ連携強化を図るとともに、グループ会社の事業計画や業務執行状況等について確認しております。また、グループ会社からは、規程で定めている協議・報告基準により、業務執行状況に関する報告を受けております。

グループ会社のリスク管理態勢については、リスク統括部署、リスク管理主管部署、報告態勢を規程に定め、明確にしております。また、グループ会社からの報告に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについて計測し、適切に把握しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

2024年4月より監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は他部署兼務となる場合もありますが、独立性確保の観点から、その使用人に対する指揮命令権については規程に明記しております。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制

規程に基づき当行及びグループ会社から監査等委員会への報告を適切に実施しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った役職員の保護については規程に明記し、内部通報制度に基づく通報があった場合には、通報管理責任者が監査等委員に通報事実及び調査・是正措置等の状況について報告する体制としております。

⑩ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

毎年、監査等委員の職務執行に必要な経費を予算計上し、職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理しております。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取と監査等委員会との意見交換会を2回開催いたしました。また、監査等委員は定例取締役会12回すべてに出席いたしました。

監査部は、監査等委員に対して毎月監査結果を報告し、課題認識の共有及び意見交換を実施しております。

③計算書類

➢ 株主資本等変動計算書

第１２３期 （２０２５年4月 1日から ２０２６年3月３１日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別段積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,705	15,516	－	15,516	17,584	137	251,829	54,556	324,108	△4,604	355,725
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	－	30	－	△30	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△16	－	16	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－	5,000	△5,000	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△7,940	△7,940	－	△7,940
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	22,108	22,108	－	22,108
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△3,223	△3,223
自己株式の処分	－	－	118	118	－	－	－	－	－	415	534
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	38	38	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	118	118	－	13	5,000	9,193	14,207	△2,807	11,518
当期末残高	20,705	15,516	118	15,635	17,584	151	256,829	63,750	338,316	△7,412	367,244

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△72,514	7,714	2,072	△62,727	30	293,028
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△7,940
当期純利益	－	－	－	－	－	22,108
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△3,223
自己株式の処分	－	－	－	－	－	534
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,121	21,105	△38	△6,054	△1	△6,056
当期変動額合計	△27,121	21,105	△38	△6,054	△1	5,462
当期末残高	△99,635	28,819	2,033	△68,782	28	298,490

➢ 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）及び（1）と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　　5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2025年10月8日）に規定する正常先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者とそれ以外の債務者に分けて算定しております。与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき、発生頻度のばらつきに応じた補正を加えて損失率を求めて算定しております。それ以外の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッ

シュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当行執行役員、並びに株式給付規程に基づく従業員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(7) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を適用し、顧客との契約から生じる収益について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

当行が保有する「有価証券」中の投資信託に係る期中収益分配金等（解約、償還時の差益を含む。）については有価証券利息配当金に計上し、解約損・償還損については国債等債券償還損に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行の財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金　52,506百万円

(2) 上記金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

① 算出方法

「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や財務内容、経営改善計画等を個別に評価し、設定しております。

また、「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」は、期末日現在の信用リスクをより的確に引当に反映するために行っております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

追加情報

（取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額　　6,524百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に20,685百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,916百万円
危険債権額	47,106百万円
三月以上延滞債権額	861百万円
貸出条件緩和債権額	15,355百万円
合計額	83,240百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本

の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,993百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号　2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、129,477百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	693,471百万円
貸出金	308,566百万円
その他資産	949百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	120,046百万円
債券貸借取引受入担保金	184,490百万円
借用金	612,000百万円
その他負債	1,504百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券17,820百万円及びその他資産8百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金853百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,055,604百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが985,744百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　7,095百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額　　43,514百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　　562百万円

11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は112,445百万円であります。

12. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　　88百万円

13. 関係会社に対する金銭債権総額　　45,839百万円

14. 関係会社に対する金銭債務総額　　12,163百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	350百万円
役務取引等に係る収益総額	21百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	85百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	23百万円
役務取引等に係る費用総額	322百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	434百万円

2.「その他の経常費用」には、貸出債権等の売却に伴う損失643百万円を含んでおります。

3. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている支店及び出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産並びに使用中止予定のソフトウエア等）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	建物・動産	9百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産・ソフトウエア	227百万円
その他	遊休資産	建物	21百万円
合　計			257百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

（株主資本等変動計算書関係）

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4,837	2,263	414	6,687	（注1）（注2）
合計	4,837	2,263	414	6,687	

（注1）　当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式781千株及び1,533千株がそれぞれ含まれております。

（注2）　自己株式の増加のうち、1,463千株は2025年5月13日及び2025年11月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得、1千株は単元未満株式の買取請求、799千株は株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）による自己株式の取得によるものであります。また、自己株式の減少のうち1千株は新株予約権の行使、47千株は株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）による給付、365千株は株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）に対する割当によるものであります。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	112,545	108,820	△3,725
	その他	－	－	－
	小計	112,545	108,820	△3,725
合計		112,545	108,820	△3,725

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	1,113
関連法人等株式	－
合　計	1,113

4．その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	45,206	9,510	35,696
	債券	3,400	3,399	1
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	3,400	3,399	1
	その他	221,813	199,447	22,365
	小計	270,420	212,357	58,063
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	500	552	△52
	債券	663,994	784,092	△120,098
	国債	403,695	505,608	△101,912
	地方債	205,882	218,509	△12,626
	短期社債	－	－	－
	社債	54,416	59,974	△5,558
	その他	627,286	710,364	△83,078
	小計	1,291,781	1,495,010	△203,228
合計		1,562,202	1,707,367	△145,165

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	4,720
組合出資金	32,590
その他	0
合　計	37,311

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	300	297	△2
その他	－	－	－
合計	300	297	△2

（売却の理由）買入消却によるものであります。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	7,534	4,947	5
債券	347,504	151	1,746
国債	347,504	151	1,746
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	22,588	2,533	1,311
合計	377,626	7,631	3,063

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は164百万円（うち債券49百万円、株式114百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)又は(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託（投資対象に債券以外を含むもの）は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、又は2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券及び投資信託（投資対象が債券のみであるもの）は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	5,000	－

2．満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	15,269百万円
減価償却費	113百万円
固定資産の減損損失	2,181百万円
有価証券減損処理	331百万円
退職給付引当金	2,523百万円
その他有価証券評価差額金	45,531百万円
その他	2,558百万円
繰延税金資産小計	68,510百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,792百万円
評価性引当額小計	△1,792百万円
繰延税金資産合計	66,717百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	69百万円
前払年金費用	2,907百万円
繰延ヘッジ収益	13,160百万円
その他	64百万円
繰延税金負債合計	16,202百万円
繰延税金資産の純額	50,515百万円

（収益認識関係）

（収益を理解するための基礎となる情報）

連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1．1株当たりの純資産額　　1,985円90銭

2．1株当たりの当期純利益金額　　146円11銭

3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　　146円 7銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式数(1,533千株)は、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式の当事業年度平均株式数(973千株)は、当事業年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

④連結計算書類

➢ 連結株主資本等変動計算書

第１２３期 （２０２５年４月　１日から ２０２６年３月３１日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**20,705**	**22,292**	**334,017**	**△4,604**	**372,410**
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△7,940	－	△7,940
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	22,698	－	22,698
自己株式の取得	－	－	－	△3,223	△3,223
自己株式の処分	－	118	－	415	534
土地再評価差額金の取崩	－	－	38	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	**－**	**118**	**14,797**	**△2,807**	**12,108**
当期末残高	**20,705**	**22,411**	**348,814**	**△7,412**	**384,518**

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	**△71,967**	**7,714**	**2,072**	**2,158**	**△60,022**	**30**	**150**	**312,568**
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△7,940
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	22,698
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△3,223
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	534
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△27,226	21,105	△38	2,739	△3,420	△1	8	△3,413
当期変動額合計	**△27,226**	**21,105**	**△38**	**2,739**	**△3,420**	**△1**	**8**	**8,695**
当期末残高	**△99,193**	**28,819**	**2,033**	**4,897**	**△63,442**	**28**	**158**	**321,263**

➢ 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）及び(1)と同じ方法により行っております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　　5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2025年10月8日）に規定する正常先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者とそれ以外の債務者に分けて算定しております。与信額から担保等による保全額を控除した金額が、一定額以上の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に基づき、発生頻度のばらつきに応じた補正を加えて損失率を求めて算定しております。それ以外の債務者の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、統計的な補正幅を加算して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

5. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当行執行役員、並びに株式給付規程に基づく従業員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、同役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

10. その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を適用し、顧客との契約から生じる収益について約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

17. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続き

当行が保有する「有価証券」中の投資信託に係る期中収益分配金等（解約、償還時の差益を含む。）については有価証券利息配当金に計上し、解約損・償還損についてはその他業務費用に計上しております。

未適用の会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

1. 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

2. 適用開始日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響額は、当該連結計算書類の作成時において評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

貸出金の信用リスクにかかる貸倒引当金の計上は当行グループの財政状態、経営成績等に大きな影響を与えることから、貸倒引当金の見積りは会計上重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金　　53,341百万円

(2) 上記金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

① 算出方法

「会計方針に関する事項」「4. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や財務内容、経営改善計画等を個別に評価し、設定しております。

また、「予想損失額の算定における貸倒実績率又は倒産確率への統計的な補正幅の加算」は、期末日現在の信用リスクをより的確に引当に反映するために行っております。

(3)　翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

債務者の信用状態、担保評価及び保証人等からの回収見込みや、算定に用いた前提（予想損失額、貸倒実績率、倒産確率等）が実績と乖離した場合には、貸倒引当金の増減により、当行グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、中長期的な業績の向上と、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(以下、「取締役等」という。)に対し、「株式給付信託(ＢＢＴ)」を導入しております。

1．取引の概要

本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」という。)を信託を通じて給付します。取締役等に対し給付する当行株式等については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理しております。

2．信託が保有する当行株式

信託が保有する当行株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は1,233百万円、株式数は1,168千株であります。

（従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、従業員の当行業績や株価上昇への貢献意欲及びエンゲージメントの向上を図り、お客様へより一層付加価値の高いサービスを提供することを目的として、当行従業員を対象に、従業員向け株式報酬制度「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入しております。

1．取引の概要

本制度のもと当行は、対象となる当行従業員に対し当行が定めた株式給付規程に基づき、個人の業績貢献度及び当行の業績達成度合いに応じてポイントを付与します。当行従業員のうち本規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当行株式について、本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。当行従業員に対し給付する当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理しております。

2．信託が保有する当行株式

信託が保有する当行株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は499百万円、株式数は365千株であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く）　　5,553百万円

2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,685百万円含まれております。

3．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	21,201百万円
危険債権額	47,106百万円
三月以上延滞債権額	861百万円
貸出条件緩和債権額	15,355百万円
合計額	84,525百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,993百万円であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号　2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、129,477百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	693,471 百万円
貸出金	308,566 百万円
リース債権及びリース投資資産	6,346 百万円
その他資産	949 百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	120,046 百万円
債券貸借取引受入担保金	184,490 百万円
借用金	617,342 百万円
その他負債	1,504 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券17,820百万円及びその他資産8百万円を差し入れております。また、その他資産には、保証金855百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,033,210百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが963,349百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　7,095百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額　　46,753百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額　　1,518百万円

11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は

112,445百万円であります。

12. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　　88百万円

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却19百万円、株式等償却138百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失670百万円を含んでおります。

2. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている支店及び出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

　また、連結される子会社は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。

　このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産並びに使用中止予定のソフトウエア等）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	建物・動産	9百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物・動産・ソフトウエア	247百万円
その他	遊休資産	建物	21百万円
合　計			277百万円

　当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	156,977	－	－	156,977	
合計	156,977	－	－	156,977	
自己株式					
普通株式	4,837	2,263	414	6,687	（注1）（注2）
合計	4,837	2,263	414	6,687	

（注1）　当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式781千株及び1,533千株がそれぞれ含まれております。

（注2）　自己株式の増加のうち、1,463千株は2025年5月13日及び2025年11月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得、1千株は単元未満株式の買取請求、799千株は株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）による自己株式の取得によるものであります。また、自己株式の減少のうち1千株は新株予約権の行使、47千株は株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）による給付、365千株は株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）に対する割当によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					28	
合計		－					28	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日定時株主総会	普通株式	3,670百万円	24円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日取締役会	普通株式	4,269百万円	28円	2025年9月30日	2025年12月8日
合計	－	7,940百万円	－	－	－

（注1）　2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式に対する配当金18百万円が含まれております。

（注2）　2025年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式に対する配当金30百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日定時株主総会	普通株式	4,858百万円	利益剰余金	32円	2026年3月31日	2026年6月25日

（注）2026年6月24日定時株主総会（決議予定）による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式に対する配当金49百万円が含まれております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。そのため、金利変動による金融資産及び金融負債の価値や収益の変動リスク（金利リスク）や、取引先の倒産や経営状態の悪化により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスク（信用リスク）を有しております。また、有価証券投資業務においては、金利リスク、信用リスクに加え、株式などの価格変動リスクを有しております。当行では、これらリスクの適正化と収益の極大化を目指して、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び価格変動リスクを有しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引について、通貨関連取引には先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプションがあり、金利関連取引には金利スワップ取引や金利先物取引があります。このうち、金利スワップや先物為替予約などのヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づいてヘッジ会計を適用しております。

(3)　金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクの管理は、「内部格付制度」をベースとして、「個別案件の厳正な審査・管理（ミクロの信用リスク管理）」と、「信用リスクの計量化によるポートフォリオの管理と適切な運営（マクロの信用リスク管理）」及び「厳正な自己査定とそれに伴う適切な償却・引当の実施」を基本に行っております。

リスク量の管理態勢としては、自己査定・格付、償却・引当の状況、ＶａＲ等リスク計量化の状況、与信集中の状況、貸出採算の状況、不良債権処理の状況等について、定期的にローンレビュー（経営執行会議）や信用リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会を開催し、報告を行っているほか、必要に応じて経営執行会議を開催し、協議等を行っております。また、信用リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

②市場リスクの管理

（ⅰ）市場リスクの管理に係る定性的情報

市場リスクの管理については、内部管理上、ＶａＲを用いて、リスク量を把握・管理しております。

また、市場リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

管理態勢としては、ＶａＲの水準について日次で把握・管理を行っているほか、月次で行われるＡＬＭ委員会においてもＶａＲの水準、評価損益額などを報告し、リスク量の把握、適切なリスクコントロールの手段の協議・決定を行っております。

（ⅱ）市場リスクの管理に係る定量的情報

（ア）有価証券リスク

当行では、保有する有価証券に関するＶａＲの算出においては、原則ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。なお、一部市場価格がない商品（ＣＭＯ、投資信託以外のその他の証券、非上場株式等）については、取得原価等に対して一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

ＶａＲは、保有期間60日（ただし政策投資株式は120日）、信頼水準99%、観測期間1年又は3年で計測した数値のいずれか大きい値を採用して、日次で計測を行っております。

当連結会計年度末現在におけるＶａＲは63,256百万円となっております。

なお、当行では、使用するＶａＲモデルについて、ＶａＲと日次損益を比較するバックテスティングを実施し、有効性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（イ）預貸金利リスク（有価証券以外の金融商品）

当行では、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）に関するＶａＲの算出においては、分散・共分散法を採用しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。なお、一部オプションを内包した貸出については、残高に一定の掛け目を乗じてリスク量を

算出しております。

ＶａＲは、保有期間60日、信頼水準99%、観測期間1年として、月次でリスク量の計測を行っております。当連結会計年度末現在における預貸金利リスク量は、△55,751百万円となっております。なお、預貸金利リスクの計測対象としている金融商品においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

ただし、ＶａＲは過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど金利環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、日々資金ギャップ限度額による管理を行っております。また、月次ベースで資金繰りの予想・実績を作成し、計画との差異を検証しております。

さらに、緊急時に備えて組織体制や対応策などをまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。なお、当行では国債等流動化可能債券やその他流動性の高い資産を潤沢に保有しており、流動性リスクに対して万全の態勢を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目及び市場価格のない株式等並びに組合出資金を、次表には含めておりません（（注1）参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
(1) 現金預け金	1,630,970	1,630,970	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	112,846	109,083	△3,762
その他有価証券(*1)	1,561,294	1,561,294	－
(3) 貸出金	5,464,901		
貸倒引当金(*2)	△51,608		
	5,413,293	5,173,236	△240,056
資産計	8,718,404	8,474,586	△243,818
(1) 預金	6,464,609	6,465,943	1,334
(2) 譲渡性預金	397,000	397,000	－
(3) コールマネー及び売渡手形	880,612	880,612	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	184,490	184,490	－
(5) 借用金	622,280	611,635	△10,645
負債計	8,548,993	8,539,682	△9,310
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,068)	(3,068)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	41,975	41,975	－
デリバティブ取引計	38,907	38,907	－

（＊1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-9項を適用した投資信託財産が不動産である投資信託が含まれており、その連結貸借対照表計上額及び時価は10,838百万円であります。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目は（　）で表示することとしております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式(*1) (*2)	4,780
組合出資金(*3)	34,397
その他	0
合計	39,178

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当連結会計年度において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預け金	1,596,749	－	－	－	－	－
有価証券	59,877	149,929	142,791	58,206	119,117	795,283
満期保有目的の債券	25,183	49,138	34,414	4,060	－	100
その他有価証券のうち満期があるもの	34,694	100,791	108,377	54,145	119,117	795,183
貸出金	1,249,944	999,361	828,960	584,034	478,917	1,323,682
合計	2,906,571	1,149,291	971,752	642,240	598,035	2,118,966

（注3）預金、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預金(*)	5,970,839	375,770	110,981	3,591	3,426	－
譲渡性預金	397,000	－	－	－	－	－
コールマネー及び売渡手形	880,612	－	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	184,490	－	－	－	－	－
借用金	154,720	467,372	187	－	－	－
合計	7,587,663	843,143	111,168	3,591	3,426	－

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算出した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品　　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	403,695	－	－	403,695
地方債	－	205,882	－	205,882
短期社債	－	－	－	－
社債	－	57,817	－	57,817
株式	46,063	399	－	46,463
その他(＊1)	227,544	609,052	－	836,597
資産計	677,303	873,152	－	1,550,456
デリバティブ取引(＊2)				
金利関連	－	42,765	－	42,765
通貨関連	－	(3,857)	－	(3,857)
株式関連	－	－	－	－
債券関連	－	－	－	－
商品関連	－	－	－	－
クレジット・デリバティブ	－	－	－	－
デリバティブ取引計	－	38,907	－	38,907

(＊1) 時価算定会計基準適用指針第24-9項を適用した投資信託財産が不動産である投資信託は、上表に含めておりません。なお、当該投資信託の連結貸借対照表計上額は10,838百万円であり、期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(①)					
10,052	－	258	527	－	－	10,838	－

(①) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(＊2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目は(　)で表示することとしております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品　　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	－	1,630,970	－	1,630,970
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	72	－	－	72
地方債	－	－	－	－
社債	－	99	108,820	108,920
その他	－	91	－	91
貸出金	－	－	5,173,236	5,173,236
資産計	72	1,631,162	5,282,057	6,913,291
預金	－	6,465,943	－	6,465,943
譲渡性預金	－	397,000	－	397,000
コールマネー及び売渡手形	－	880,612	－	880,612
債券貸借取引受入担保金	－	184,490	－	184,490
借用金	－	611,635	－	611,635
負債計	－	8,539,682	－	8,539,682

(注1)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

現金預け金

これらは満期のないもの又は残存期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、倒産時の損失率等が含まれます。

自行保証付私募債及び特定社債は、内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類することとしております。

新株予約権は上場しているものを除きオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。主なインプットは株価、ボラティリティ、金利等であります。評価に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしております。

貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負　債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は預金の種類及び期間に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は新たに預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

譲渡性預金

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

コールマネー及び売渡手形

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

債券貸借取引受入担保金

これらは残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借用金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類することとしており、株式オプション取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	100	72	△28
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	112,645	108,920	△3,725
	その他	100	91	△8
	小計	112,846	109,083	△3,762
合計		112,846	109,083	△3,762

3．その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	45,963	9,593	36,370
	債券	3,400	3,399	1
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	3,400	3,399	1
	その他	221,813	199,447	22,365
	小計	271,177	212,440	58,737
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	500	552	△52
	債券	663,994	784,092	△120,098
	国債	403,695	505,608	△101,912
	地方債	205,882	218,509	△12,626
	短期社債	－	－	－
	社債	54,416	59,974	△5,558
	その他	627,286	710,364	△83,078
	小計	1,291,781	1,495,010	△203,228
合計		1,562,958	1,707,450	△144,491

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	300	297	△2
その他	－	－	－
合計	300	297	△2

（売却の理由）買入消却によるものであります。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日　至 2026年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	7,534	4,947	5
債券	347,504	151	1,746
国債	347,504	151	1,746
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	22,588	2,533	1,323
合計	377,626	7,631	3,075

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は164百万円（うち債券49百万円、株式114百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記（1）又は（2）の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託（投資対象に債券以外を含むもの）は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、又は2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券及び投資信託（投資対象が債券のみであるもの）は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	5,000	－

2．満期保有目的の金銭の信託（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1．収益の分解情報　　（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
役務取引等収益	19,249
預金・貸出業務	6,459
為替業務	2,683
証券関連業務	3,633
代理業務	849
保証業務	480
その他	5,142

（注）　役務取引等収益のうち、預金・貸出業務、為替業務は銀行業セグメントから、証券関連業務、代理業務、保証業務、その他は主に銀行業及びその他事業セグメントから発生しております。なお、上表には「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）対象外の収益も含んでおります。

2．収益を理解するための基礎となる情報

当行グループの主な収益は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等から生じております。収益認識会計基準の適用対象となる顧客との契約から生じる収益のうち重要なものは、役務取引等収益に計上されており、その計上方法については「会計方針に関する事項」「14.収益の計上方法」に記載しております。

（1株当たり情報）

1．1株当たりの純資産額　　2,136円37銭

2．1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　　150円 1銭

3．潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　　149円97銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式数(1,533千株)は、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ及びＪ－ＥＳＯＰ）が保有する当行株式の当連結会計年度平均株式数(973千株)は、当連結会計年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 281,800株	普通株式 202,100株	普通株式 231,800株
付与日	2012年7月27日	2013年7月26日	2014年7月25日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2012年7月28日から 2037年7月27日まで	2013年7月27日から 2038年7月26日まで	2014年7月26日から 2039年7月25日まで

	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 122,000株
付与日	2015年7月24日
権利確定条件	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません
権利行使期間	2015年7月25日から 2040年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	11,000株	8,100株	11,400株
付与	－	－	－
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	11,000株	8,100株	11,400株
権利確定後			
前連結会計年度末	－	－	－
権利確定	－	－	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	－	－	－

	2015年ストック・オプション
権利確定前	
前連結会計年度末	9,500株
付与	－
失効	－
権利確定	1,400株
未確定残	8,100株
権利確定後	
前連結会計年度末	－
権利確定	1,400株
権利行使	1,400株
失効	－
未行使残	－

②単価情報

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション	2014年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	500円	710円	677円

	2015年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円
行使時平均株価	1,199円
付与日における公正な評価単価（注）	1,182円

（注）1株当たりに換算して記載しております。

3．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結計算書類の作成方針

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　9社

ごうぎん不動産管理株式会社（2025年7月1日付　松江不動産株式会社から商号変更）
株式会社ごうぎんキャリアデザイン
ごうぎん再生債権回収株式会社（2025年7月1日付　山陰債権回収株式会社から商号変更）
ごうぎんリース株式会社
ごうぎん保証株式会社
株式会社ごうぎんクレジット
ごうぎんキャピタル株式会社
ごうぎんエナジー株式会社
株式会社ごうぎん地域商社（2025年7月1日付　株式会社地域商社とっとりから商号変更）

(2) 非連結の子会社及び子法人等　　8社

主要な会社名
ごうぎんご縁結び1号投資事業有限責任組合
ごうぎん Skyland Next 1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　　0社

(2) 持分法適用の関連法人等　　0社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　8社

主要な会社名
ごうぎんご縁結び1号投資事業有限責任組合
ごうぎん Skyland Next 1号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等　　0社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。